

排水計量器による排除汚水量の申告について

明石市上下水道局

1 事前協議に必要な書類

- (1) 排除汚水量申告書
- (2) 給排水図面（排水計量器設置図面）
- (3) 排水計量器の仕様書
- (4) 排水計量器製造業者等が発行する精度に関する証明書
- (5) 流量計算の手法及び計算例並びに計測方法フロー図
- (6) 係数を用いる場合においては、その係数が適合していることを示す根拠資料
- (7) 排水計量器等の精度を保つための設置条件、点検の方法が記載されている資料
- (8) 点検・メンテナンス計画書
- (9) 誓約書

2 排水計量器の要件

排水計量器は下記の(1)又は(2)に該当しなければならない。

- (1) 日本産業規格 B 7 5 5 7 に適合していること。
- (2) 下記の要件を全て満たしていること。
 - ア 排水計量器の製造業者が、計量法第 40 条第 1 項の規定による事業の届出を行った者であること。
 - イ 最大許容器差が、日本産業規格 B 7 5 5 7 に定める基準を満たしていること。
 - ウ 静水時（静止時）に 0 立方メートルを計測していること。
 - エ 停電時でも測定記録が残るものであること。
 - オ 調整装置及び補正装置を排水計量器の外部で接続するときは、封印できること。
 - カ 係数の変更ができる場合にあっては、日量、更正係数に係る数値及び変更履歴について少なくとも 1 年間の記録を確認することができること。

3 その他

- (1) 排水計量器の故障等で測定が困難な状況となった場合は、直ちにその旨を報告してください。なお、その際の排除汚水量の認定は、市が定めた認定方法により行います。
- (2) 仕様書等で定められた方法及び頻度で点検等を行い、速やかにその点検結果を報告してください。
- (3) 排水計量器を交換するときや廃止するときは、必ず事前に報告してください。